

## 沖縄県警察職員の配置定員に関する規則

発出年月日：昭和47年5月15日

文書番号：沖縄県公安委員会規則第4号

公表範囲：全文

改正 前略・・・平成29.3 公規則4

(目的)

第1条 この規則は、沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号。以下「定員条例」という。）第2条第5項及び第3条の規定に基づき、沖縄県における警察官以外の職員（以下「一般職員」という。）の細分及び警察職員の配置定員に関する事項を定めることを目的とする。

(一般職員の細分)

第2条 定員条例第2条第1項第2号に規定する一般職員の事務職員、技術職員及びその他の職員別の数は、次のとおりとする。

- (1) 事務職員 235人
- (2) 技術職員 58人
- (3) その他の職員 8人

(職員の配置定員)

第3条 警察本部の課（所及び隊を含む。）、警察学校及び警察署に配置する警察職員の定員は、本部長が定める。

附則省略